

新規業務に関する届出制への移行後の手続の方向性

以下の方向性に沿って、更に検討を進めてはどうか。

事 項	方 向 性
提出書類等	○ 審査すべき事項に焦点を絞り、書類数を削減、内容を簡素化。 (参考)これまでの認可制 ①理由書、②「事業方法書等」の変更に関する事項を記載した書類、③イ日本郵政(株)が保有する議決権が総株主の議決権に占める割合を記載した書類、③ロ最終のB/S、P/L、株主資本等変動計算書その他、③ハ当該認可後における収支の見込みを記載した書類、④その他認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類
受理の時期	○ 届出あり次第受理することとし、できる限り早期化。 (参考)これまでの認可制における認可申請受理のタイミング 保険業法上の認可申請時と同時
調査審議が必要な場合における委員会のプロセス	○ 通知あり次第、速やかに調査審議の必要性を判断。説明を聴取する場合は、書面を基本。 ○ 外部からの意見聴取(陳述又は文書)は、期間の短縮、問題ない事案では不実施、原則として行政機関からのヒアリングはしない、等により簡素化。 (参考)これまでの認可制 ①会社からの概要説明→②意見募集(パブリックコメント)→③業界団体等からの意見聴取→④関係行政機関からの意見聴取
意見等	○ 必要な場合、意見を作成・公表 (参考)これまでの認可制では、必ず、意見を作成・公表